

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 5 年（令和13年3月31日まで） |
| 有効期間   | 一種（令和13年3月31日まで）  |

各都道府県警察の長 殿  
（参考送付先）  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙備企発第70号、丙公発第17号  
丙外事発第71号、丙国テ発第34号  
令和 7 年 8 月 7 日  
警察庁警備局長

公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について（通達）

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟に関し、本日、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について（依命通達）」（令和7年8月7日付け警察庁乙備発第4号ほか）が発出されたところであるが、公安・外事部門としては、本事案を警視庁公安部における特異な例と捉えるのではなく、いずれの都道府県警察においても発生し得るものと重く受け止め、組織を挙げて再発防止策を講じていく必要がある。

警察庁においては、警視庁の検証結果も踏まえ、本年10月1日を目途として警備局警備企画課に適正捜査指導室（仮称）を設置し、都道府県警察公安・外事部門に対する緻密かつ適正な捜査に関する指導等を強化するとともに、捜査指揮能力の向上のための研修の充実・強化を行うこととした。

各位にあっては、公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査を徹底するため、下記の取組を強力に推進し、同種事案の絶無を期されたい。

記

1 警察本部長等の実質的指揮による組織的捜査の徹底

公安・外事部門のうち警察本部長（警視庁にあっては公安部長。以下同じ。）指揮事件として指定することが見込まれる重要事件については、捜査の初期段階からその後の重要な節目ごとに警察本部長、警備部長（警視庁を除く。）、警察本部警備部（警視庁にあっては公安部。以下同じ。）の庶務担当課長、事件主管課長、捜査主任官等が参加する本部長捜査会議（仮称）を開催するなど、実質的な捜査指揮を徹底し、緻密かつ適正な捜査を推進すること。同会議においては、警察本部長等の幹部が異動した際には、検討経過等の記録を確実に引き継ぐ仕組みとし、捜査の組織的運営を徹底すること。

事件主管課長は、事件主管課において開催する捜査会議に定期的に参加し、捜査方針の検討が適切に行われているかを確認するなど、捜査主任官等の部下を実質的に指揮監督すること。

## 2 警察本部長等の実効的な捜査指揮を担保するための体制の整備

警察本部警備部の庶務担当課に、公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査について総括的な指導等を行う者（以下「警備事件指導官」という。）を配置すること。

警備事件指導官は、警察本部警備部の事件主管課及び警察署が捜査する重要事件について、捜査主任官による捜査が適正なものであるか、捜査状況に関する幹部への報告や検察庁を含めた関係機関との情報共有等が適時・適切に行われているかなどについて中立的に把握し、必要に応じて警察本部長等に意見具申することにより、警察本部長等による捜査指揮を実効あるものとする。

## 3 より良い捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化

平素から課題解決に向けて階級に関係なく率直に意見を出し合うことのできる開かれた環境づくりのため、幹部の意識改革を進めること。

また、警備事件指導官は、公安・外事部門の捜査に関する現場の相談・意見等を受け付けること。相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる問題があれば警察本部長に直接報告をし、対応・是正につなげる。警務部門等が設置する各種窓口で受け付けた相談・通報についても、必要に応じて、相談者・通報者の保護に適切な配慮をした上で、警察本部警備部幹部に共有し、警備部門における捜査運営の改善、勤務環境の整備等に活用すること。

## 4 捜査指揮・捜査実務能力向上のための指導・教養の充実等

公安・外事事件の捜査を担当する者を対象として、捜査指揮能力及び捜査実務能力の向上を図るため、部下職員を警察庁が実施する専科教養や管区別実践塾等に積極的に参加させるほか、各都道府県警察の実情に応じ教養・研修の充実を図ること。また、多様な捜査経験を付与するため、他部門との人事交流等を推進し、人材を計画的に育成すること。